

# 令和7年度 第2回京都市保健所運営協議会 摘録(案)

令和8年1月13日(火)

午後2時～午後3時20分

京都府医師会館2階会議室211

## 1 出席者(敬称略)

### <委員>

#### ○ 関係団体代表委員

京都府医師会：松田 義和

京都府薬剤師会：夏目 君幸

京都市食品衛生協会：太田 眞一

京都府美容業生活衛生同業組合：廣瀬 雅之

京都府公衆浴場業生活衛生同業組合：森田 秀一

京都府歯科医師会：岸本 知弘

京都市保健協議会連合会：(欠席)

京都府理容生活衛生同業組合：(欠席)

京都府旅館ホテル生活衛生同業組合：松本 義正

#### ○ 各区地域保健推進協議会代表委員

北(北医師会)：竹中 信也

左京(左京医師会)：(欠席)

東山(東山医師会)：原田 剛史

下京(下京東部医師会)：(欠席)

右京(右京医師会)：松木 正人

伏見(伏見保健協議会連合会)：(欠席)

上京(西陣医師会)：金光 京石

中京(中京保健協議会連合会)：山本 真澄

山科(山科区健康長寿推進協議会)：小川 嘉一郎

南(南保健協議会連合会)：小澤 成介

西京(西京民生児童委員会)：(欠席)

### <事務局>

#### ○ 京都市保健所

京都市保健所長：池田 雄史

京都市保健所参事：石崎 達郎

京都市保健所参事：有本 晃子

京都市保健所次長：八代 康弘

京都市保健所参事：松村 貴代

#### (健康長寿のまち・京都推進室/健康長寿企画課)

健康長寿のまち・京都推進室長：藤田 智洋

計画推進担当課長：濱口 大介

事業推進第一担当課長：橋野 恵衣

健康長寿企画課長：木下 尚彦

保健担当課長：榑崎 純子

#### (医療衛生推進室/医療衛生企画課)

予防接種担当課長：吉田 健二

生活衛生担当課長：大原 隆

健康危機対策担当課長：上領 孝枝

#### (障害保健福祉推進室)

施設福祉課長：三本松 賢

#### (子ども家庭支援課)

子育て支援担当課長：南部 美紀子

## 2 開会挨拶

池田保健所長

## 3 議事

- 議題・報告（1）令和6年度京都市保健所運営方針取組結果等について  
⇒ 事務局（各所管課）から資料説明

### 【質疑応答】

#### （感染症発生時の連絡体制について）

松田会長：以前、京都市内にある私立の高等学校の生徒が麻しん（はしか）に罹患した際に、公立学校であれば、まずは保健所に連絡が入った後に京都市教育委員会や京都府教育委員会を通じて京都府医師会に連絡があるが、私立学校には教育委員会に相当する組織がなく、一義的に京都府医師会へ連絡があるルートがないため、保健所経由となる。今回の事例は、年末年始や休日等の影響かもしれないが、通常よりも京都府医師会への連絡が遅かったように感じた。

私立学校で感染が発生した場合のスムーズな連絡体制について、他都市を参考にするなどして、地域の関係団体で構成するような連合会を構築し、私立学校で感染が発生した場合は、連合会を通じて迅速に連絡できるような体制構築が必要であると考えている。

上領課長：麻しん（はしか）は、御承知のとおり、大変感染力が強く、迅速な対応が必要な感染症である。そのため、京都市内で患者やその接触者が発生した場合、公立学校か私立学校かにかかわらず、医療機関や他自治体から保健所への連絡等を受け、速やかに疫学調査等を実施したうえで、京都府医師会に情報提供を行っている。

また、情報は迅速かつ正確に伝えることが不可欠であると考えているため、各教育委員会等を介す方法ではなく、迅速かつ正確な情報を伝えるという観点から、保健所から京都府医師会へ直接情報提供を行いたいと考えている。

このため、今後、麻しん患者等が発生した場合は、京都市保健所から京都府医師会への連絡を迅速に行ってまいりたい。

岸本副会長：京都には国立の学校もいくつかある。行政等から発信される情報は、公立学校と連携することで収集できているが、国立学校から発信する際の連絡体制がないと聞いている。そういったそこでの連絡体制についても確認していただきたい。

松田会長：地域への連絡体制の充実を京都府医師会としても考えてまいりたいので、行政でも考えていただきたい。

#### （宿泊施設での注射針の処分について）

松田会長：前回の保健所運営協議会において、インスリンの注射針を観光客が宿泊施設に放置することがあり、これをどうすべきかといった質問があったかと思う。

大原課長：廃棄物行政の所管である環境政策局の見解としては、宿泊施設において宿泊客が使用された注射針は、原則として宿泊客自身で持ち帰るべきものであると考えている。そのうえで、万一、宿泊客が注射針を持ち帰らずに宿泊施設に残置された場合は、宿泊

施設の事業活動に伴って発生した廃棄物として処理していただくべきものとしている。また、感染性の観点では、日本医師会が示されているとおり、一般的に宿泊施設で発生しうるペン型自己注射針などは、通常、感染リスクが生じない安全な仕組みを備えていると考えられるため、感染性廃棄物ではなく、一般的な廃棄物として廃棄できると考えている。会長からは、「感染性廃棄物として取り扱うべきではないか」とご意見をいただいているが、国のマニュアルでは、①形状の観点、②排出場所の観点、③感染症の種類の観点の3点から客観的に判断するものとされており、日本医師会からは、ペン型自己注射針などは、通常、感染リスクが生じない安全な仕組みを備えている在宅医療機器は、感染性廃棄物としての扱いは求められていない。そうした状況下で、宿泊施設に対して注射針を含むものすべてを感染性廃棄物としての取扱いを市から求めることはできない。もちろん、針がむき出しのものや、安全な仕組みがない場合には、感染性廃棄物として、又はそれに準じた、硬い容器に入れるなどの対応をいただく必要があると考える。

また、前回の保健所運営協議会で御提案いただいた行政による回収や業者の紹介あるいは新たな相談窓口の開設といったご要望については、所管部署である環境政策局資源循環推進課に伝えている。所管部署としては、現時点で行政による特別な対応の必要性を認識していないが、そのうえで宿泊事業者において困りごとがあれば、必要な対策を検討したいとのことである。なお、その際の相談窓口は環境政策局資源循環推進課になる。

松田会長：本来は本人が自己責任で持ち帰り、適切に処分すべきものであるが、宿泊施設で残置された注射針が見つかり、その処分にお困りになった場合は、針が露出している等であればペットボトル等の容器に入れるなどしたうえで、所管部署である環境政策局資源循環推進課に判断を仰ぐようにされたい。

夏目委員：家庭等で使用される注射針は一般廃棄物であるが、京都市においては、感染症のリスクを鑑み、一般廃棄物（家庭ごみ）としての回収は行っておられない。しかし、今回の回答では、宿泊施設に放置された注射針の処分においては、産業廃棄物とされており矛盾を感じる。一番困るのは宿泊施設と思うので、せめて相談ルートをしっかりと周知していただきたい。

#### **（新型コロナワクチンの接種費用及び接種率について）**

小川委員：新型コロナワクチンの接種費用について、令和6年度と比較して2.5倍にも上がった理由を知りたい。費用が高騰したことを理由に接種を控える人が出てくるのではないかな。

吉田課長：ワクチンの接種費用について、本市では、通常B類疾病についてはワクチン代相当を自己負担額として設定している。令和6年度の新型コロナワクチン接種費用については、国の助成金を除いたワクチン代相当の金額が3,000円であったため自己負担額として設定した。令和7年度のコロナワクチン接種費用については、国の助成金がなくなったため、当初はワクチン代相当の12,000円を自己負担額と考えたが、自己負担増加額が9,000円と、増加幅が大きくなりすぎるため、増加幅を本来の

半分に抑えた4,500円としたうえで、自己負担額を7,500円に設定した。

さらに、75歳以上の方は、そこから3分の2に金額を縮小して5,000円とした。

岸本副会長：令和6年度の新型コロナワクチンの接種状況は接種率18.87%であったということだが、令和7年度は当初どれくらいの接種率を想定しており、また現時点での状況はいかがか。

吉田課長：令和6年度の当初の接種率は50%と想定していた。この根拠は、令和5年度最後の特例接種の接種率である48%を根拠にした。令和7年度については自己負担額が上がるため接種率は下がると見込まれたので10%で想定した。なお、令和7年度については11月末現在で6%強の状況であるが、接種は1月末まで続くため、接種率は更に上昇していこうと考えられる。

#### （医療的ケア児の災害対策について）

松田会長：災害対策において、一般の福祉避難所では医療的ケア児の対応が難しいのではという問題について、特別支援学校の利用の検討など京都市の考えはあるか。

三本松課長：現在、資料が手元にないため、確認のうえ、後日回答させていただく。

#### （高齢者施設での疥癬（かいせん）の集団発生について）

松木委員：高齢者施設で疥癬（かいせん）の発生が複数の行政区で確認されている。ワクチンはなく、重症化すると死亡することもある。保健所が把握する仕組みはあるのか。

上領課長：社会福祉施設等において集団感染が発生した場合は、通知に基づき、施設から保健所に報告いただくことになっており、院内感染の場合も報告が入るようになっている。

（補足）医療機関において概ね1事例につき10名を超える感染の拡がりがあり、感染対策向上加算等未取得の病院などにおいては、保健所へ相談報告を行うよう助言している。

#### （理美容室での周知について）

松田会長：普段は医療機関にほとんどかからない若年層に向けての周知方法について、理美容室でのポスター掲示や接客中の会話が有効であると考え。感染予防ワクチンの周知などに協力いただくことは可能か。

廣瀬委員：京都府美容業生活衛生同業組合に加盟している店舗においては周知に協力できると考える。

#### ○ 議題・報告（2）令和7年度各区地域保健推進協議会（部会）の開催状況等について

⇒ 事務局（健康長寿企画課）から資料説明

#### 【質疑応答】

なし

4 閉会挨拶  
八代保健所次長

以上